平成18年神審第121号

漁船海静丸浸水事件

言渡年月日　平成19年2月28日
審判庁　神戸地方海難審判庁（横須賀勇一，雲林院信行，甲斐賢一郎）
理事官　阿部能正
受審人　A
　職名　海静丸船長
　操縦免許　小型船舶操縦士
損害　排水栓が紛失
原因　燃料タンク室排水孔の浸水防止措置不適切

主文

本件浸水は，燃料タンク室に装備された排水孔の排水栓を損傷した際，排水孔の浸水防止措置が適切でなかったことによって発生したものである。

受審人Aを戒告する。

理由

（海難の事実）

1　事件発生の年月日時刻及び場所

平成18年5月24日19時14分
兵庫県香住港
（北緯35度38.5分　東経134度37.1分）

2　船舶の要目等

(1)　要目

船種船名　漁船海静丸
総トン数　0.62トン
登録長　3.78メートル
機関の種類　電気点火機関
出力　7キロワット

(2)　設備及び性能等

ア　海静丸

海静丸は，昭和55年3月に進水した，B社製で，艇種名をW－14BF－V1と呼称し，重量が155キログラム，最大積載量が320キログラムで，船首から船首倉庫，物入れ，活魚倉，空所，燃料タンク室の区画からなっている最大とう載人員4人の船尾外板中央に船外機を装備する和船型FRP製漁船で，主に兵庫県香住港でかさご底延縄漁に従事していた。

イ　燃料タンク室

燃料タンク室は，隔壁，船底板，両舷外板，船尾外板，同室頂部甲板からなり，船底から船尾外板頂部までの高さが105センチメートル（以下「センチ」という。），船底から燃料タンク室頂部までの高さが85センチで，同室頂部甲板の中央には縦40センチ横60センチ深さ4センチのFRP製の蓋があり，同室内には縦30センチ横44センチ深さ

24センチの鋼製燃料タンクが台に乗せて置かれ，船尾外板には排水孔があった。

ウ　燃料タンク室の排水孔

燃料タンク室の排水孔は，船尾外板内側の中央部船底付近に縦横11センチ厚さ3センチの外板付の当て木があり，その中央部船底から上方1センチのところに真鍮製の直径2.5センチの排水孔があり，排水栓が取り付けられていた。

エ　燃料タンク室の排水栓

燃料タンク室の排水栓は，長さ3.4センチ直径2.3センチのニトリルゴム製で，中心に長さ6.3センチの真鍮製ナット付軸栓からなり，手で軸栓頭部のハンドルを回すことで排水孔にはめ込まれたニトリルゴムを前後から締め付けて，膨張することにより水密及び排水栓を固定するもので，B社では，昭和60年以前に開発された小型和船に採用されたトランザム用内締めタイプドレンプラグC型と呼称し，同室に水が入った場合，排水栓を外して航走すれば水抜きができるもので，長年放置しておくと海水等により同栓が固着することがあり，取扱説明書には，同栓がボートの重要な部品で，安全を確保するために1年で定期交換する必要がある部品であると記載され，同社の販売店に注文すれば1週間から1箇月程度で入手が可能であった。

オ　甲板上における排水孔の状況

甲板上には，左右両舷に船首倉庫後方の隔壁から船首方へ12センチのところに直径2.5センチの排水孔が，中央部活魚倉の隔壁から船首方へ8センチのところに直径3センチの排水孔が，燃料タンク室隔壁から船首方へ4.5センチのところに直径3センチの排水孔がそれぞれ設けられていた。

(3)　かさご底延縄漁

かさご底延縄漁は，1日1回投揚縄するもので，4から5分で漁場に行き，30分かけて縄を入れ，一旦帰宅して約2時間後に再び漁場に向かい，約2時間かけて縄を揚げるもので，先端にあじの切り身を付けた120本のナイロン製の枝縄を長さ180メートル，直径約2ミリメートルの幹縄に等間隔に結んだ仕掛け6本を海底に沈め，幹縄の両端にブイが取り付けられ，枝縄を沈めるために100グラムのおもり100個が使用されていた。

3　事実の経過

海静丸は，A受審人が1人で乗り組み，延縄漁の目的で，船首0.12メートル船尾0.13メートルの喫水をもって，平成18年5月24日19時10分兵庫県香住港西港泊地の船揚場を発し，同泊地の南西方1,200メートル付近の漁場に向かった。

これより先，A受審人は，海静丸を購入以来，燃料タンク室に水あかが溜まることはなかったので，一度も同室の排水栓の抜き取りをしたことがなかったが，平成17年5月燃料タンク室に溜まっていた水あかの排出を行うこととし，初めて同室内の排水孔から排水栓を抜き取る作業を行う際，排水栓が排水孔に固着していたため，パイプレンチを使用して抜き取ったところ軸栓が折れてしまった。その後，水あかを排出し，排水孔に排水栓をすることとしたが，損傷した排水栓を排水孔に押し込んだところうまくはまったので大丈夫と思い，排水栓を新替えするなど排水孔の浸水防止措置を適切に行わず，損傷した排水栓を排水孔に挿入したまま蓋をした。

こうして，A受審人は，救命胴衣を着用して19時14分香住港城山灯台（以下「城山灯台」という。）から227度（真方位，以下同じ。）1,280メートル地点の，水深約3メートルの漁場に到着し，船首を234度に向け，機関を停止して漂泊を開始し，延縄漁の準備を行っているとき，これまでの船体振動等により排水栓が抜けて浸水し始めたが，船首方を向いて燃料

タンク室の蓋に腰を掛けていたので，これに気付かず，投縄するため 19 時 24 分わずか前機関を微速力前進に掛け，右舵を取ったところ，19 時 24 分城山灯台から 227 度 1,280 メートルの地点において，船首方向が 264 度を向いたとき，船体が左に 5 度傾き，腰を上げたところ，燃料タンク室内に半分ほど入った燃料タンクが浮き上がり，海水が同室内に浸水していることに気付いた。

当時，天候は曇で風はなく，海上は平穏であった。

A受審人は，燃料タンク室内を確認したところ，排水孔から排水栓が抜けているのを認め，慌てて，近くの砂浜に乗り揚げ，その後，後方から磯波を受けて水船となり，友人に電話して救助を求め，発航地に引きつけられた。

浸水の結果，排水栓が紛失し，のち陸揚げして修理された。

（本件発生に至る事由）

1　海静丸を購入以来，一度も燃料タンク室の排水栓の抜き取りをしたことがなかったこと

2　燃料タンク室の排水孔から固着した排水栓を抜き取る際，排水栓を損傷したこと

3　燃料タンク室の排水孔に排水栓をする際，損傷した排水栓を使用したこと

4　燃料タンク室に装備された排水孔の排水栓を損傷した際，損傷した排水栓を排水孔に押し込んだところうまくはまったので大丈夫と思い，排水栓を新替えするなど排水孔の浸水防止措置を適切に行わなかったこと

5　排水孔に損傷した排水栓を使用した後，一度も発航前に排水孔の点検を行うことなく，本件発生まで漏水に気付かなかったこと

6　操業中，燃料タンク室の損傷した排水栓が，船体振動等により抜けたこと

（原因の考察）

本件浸水は，燃料タンク室の排水孔から固着した排水栓を抜き取るとき，排水栓の栓軸が損傷したのだから，排水孔に排水栓をする際，損傷した排水栓を新替えするなど浸水防止措置を適切に行っていれば，損傷した排水栓を使用することなく，船体振動等により，排水栓が抜けて，排水孔から燃料タンク室に浸水することは回避できたものである。

したがって，A受審人が，燃料タンク室に装備された排水孔の排水栓を損傷した際，損傷した排水栓を排水孔に押し込んだところうまくはまったので大丈夫と思い，排水栓を新替えするなど排水孔の浸水防止措置を適切に行わなかったことは，本件発生の原因となる。

海静丸を購入後，燃料タンク室に水あかが溜まることはなかったので，一度も同室の排水栓の抜き取りをしたことがなかったこと，排水孔に損傷した排水栓を使用した後，一度も発航前に排水孔の点検を行うことなく，本件発生まで漏水に気付かなかったことは，本件浸水に至る過程において関与した事実であるが，いずれも本件発生と相当な因果関係があるとは認められない。しかしながら，船体の取扱説明書に記載されているように，排水栓がボートの重要な部品で，安全を確保するために適宜排水栓の抜き取りを行うとともに定期的に新しい部品と交換する必要があった。また，排水孔からの漏水がいつ起きるか予測することは困難であるが，発航前の検査は，安全運航の基本であり，わずかな漏水を発見できた可能性もあり，海難防止の観点から是正されるべきである。

燃料タンク室の損傷した排水栓が，操業中，船体振動等により抜けたことは，本件浸水に至る過程において関与した事実であるが，約 1 年間使用していたこと，排水孔の浸水防止措置を適切に行っていれば発生を回避できたことから，本件発生と相当な因果関係があるとは認めら

れない。

（海難の原因）

本件浸水は，燃料タンク室に装備された排水孔の排水栓を損傷した際，排水栓を新替えするなど排水孔の浸水防止措置を適切に行わなかったことによって，操業中，損傷した排水栓が抜けて発生したものである。

（受審人の所為）

Ａ受審人は，燃料タンク室に装備された排水孔の排水栓を損傷した場合，操業中に排水栓が抜けることのないよう，排水栓を新替えするなど排水孔の浸水防止措置を適切に行うべき注意義務があった。しかるに，同人は，損傷した排水栓を排水孔に押し込んだところうまくはまったので大丈夫と思い，同排水栓を新替えするなど排水孔の浸水防止措置を適切に行わなかった職務上の過失により，操業中に損傷した排水栓が抜けて，排水孔から燃料タンク室に浸水する事態を招くに至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては，海難審判法第 4 条第 2 項の規定により，同法第 5 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。